

2 飯塚市企業立地促進補助金交付要綱の改正について

大規模投資を伴う企業の誘致に積極的に取り組むとともに、市外従業員の定住促進及び（工場用地の不足を背景とした）既存工場の市外移転の防止を目的に、現行の補助金交付要綱を改正するもの。

(1) 改正の内容

- ① 事業拡大に伴う市外移転防止対策として増設に伴う支援を拡充
- ② 工場用地の不足及び民間所有地の活用を促進するため立地区分を市内全域に統一
- ③ 大規模投資に伴う支援を拡充（交付条件に操業開始の期限を削除／投資額に応じた補助制度に改正）
- ④ 市外従業員の市内への転入を促進（定住を促進）するため雇用者定住補助制度を創設（※）
- ⑤ 工場老朽化に伴う市外移転防止対策として土地の取得を伴わない増設に関する補助制度に改正
- ⑥ 工場老朽化に伴う市外移転防止対策として市内から市内の移設時の補助金額の増額（上限2,000万円→3,500万円）

（※）市外居住の新規従業員が市内に転入し、2年間居住する場合に20万円／人を事業者に補助。

<新旧対照表（抜粋）>

項目	現 行	改 正
指定産業	製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、卸売業、固定電気通信業、移動電気通信業、こん包業、自然科学研究所	
事業者区分	・新設事業者 ・増設又は移設事業者	・新設又は増設事業者 ・移設事業者
立地区分	・工業団地内での新設（市有地取得、市有地賃借、市有地以外の取得又は賃借） ・工業団地外での新設	・市内全域（事業の用に供するための土地所有及び賃借）
交付条件	・取得後、2年以内に操業開始（賃借の場合は1年以内）	・操業開始の期限を設けない
補助金の種類	・企業立地促進補助金 ・雇用促進補助金 ・不動産取得補助金	・設備費等補助金 *名称変更 ・雇用促進補助金 *交付額変更 ・雇用者定住補助金 *新設 ・不動産取得補助金 *交付額変更
交付額	工業団地の市有地取得 5年間最大 1億2,000万円 工業団地の市有地賃借 5年間最大 8,000万円 工業団地外の新設 5年間最大 5,000万円 上限1億2,000万円 （投下固定資産総額7億5,000万円）	立地場所、所有・賃借の有無に関わらず、企業の投資額（投下固定資産額）に応じて交付上限1億2,000万円 限度額の特例（5つの特例区分を設定） ・30億円以上 5年間最大 2億円 ・50億円以上 5年間最大 3億円 ・100億円以上 5年間最大 4億円 ・200億円以上 5年間最大 6億円 ・300億円以上 5年間最大 8億円 上限：設備費等補助金を固定資産税相当額の80%（5年間）
	補助金の種類、交付年度毎に限度額設定	交付年度毎に限度額設定

(2) 改正の時期

令和6年4月1日

改正要綱案

別表第1(第3条関係)

対象事業者		新増設等を行う指定産業の事業者			
事業者区分		新設又は増設事業者		移設事業者	
立地区分		市内全域			
交付条件		事業の用に供するための土地の所有		事業の用に供するための土地の賃借	
共通条件		事業の用に供するための土地を所有し、操業に係る新規常用従業員5人以上を補助金交付申請書提出時まで6月以上継続して雇用していること。		事業の用に供するための土地を賃借し、操業に係る新規常用従業員5人以上を補助金交付申請書提出時まで6月以上継続して雇用していること。	
①新増設等に伴う投下固定資産総額が3,000万円以上であること。 ②飯塚市環境基本条例に基づき必要な措置を講じていること。 ③市税を滞納していないこと。					
補助金の種類	設備費等補助金(※1)	新設又は増設した事業所の操業開始時点における投下固定資産総額に下記の割合を乗じた額を5年間にわたり交付する。		新設又は増設した事業所の操業開始時点における投下固定資産総額に下記の割合を乗じた額を5年間にわたり交付する。	
			割合		割合
		1年目	4%	1年目	2%
		2～5年目	2%	2～5年目	1%
	雇用促進補助金(※2)	新規常用従業員6人目から1人当たり30万円を交付する。 〔1年目の設備費等補助金と併せて交付する。〕			
	雇用者定住補助金(※3)	新規定住常用従業員1人当たり20万円を交付する。 〔3年目の設備費等補助金と併せて交付する。〕			
	不動産取得補助金	新設又は増設した事業所に係る不動産取得税額の90%を交付する。〔2年目の設備費等補助金と併せて交付する。〕		新設又は増設した事業所に係る不動産取得税額の50%を交付する。〔2年目の設備費等補助金と併せて交付する。〕	
補助金の額		補助金の額は、上記に基づき算出し、年毎に限度額を設け交付する。ただし、その額は、補助金の各種類ごとの合計額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。			
		限度額(単位:万円)			
		1年目	3,500		
		2年目	3,500		
		3年目	2,000		
		4～5年目	1,500		
		総額	12,000		
限度額の特例		※特例① 限度額(単位:万円)			
		1年目	6,500		
		2年目	7,000		
		3年目	3,500		
		4～5年目	1,500		
		総額	20,000		
		※特例② 限度額(単位:万円)			
		1年目	8,000		
		2年目	9,000		
		3年目	5,000		
		3～5年目	4,000		
		総額	30,000		
		※特例③ 限度額(単位:万円)			
		1年目	10,000		
		2年目	11,000		
		3年目	7,000		
		4～5年目	6,000		
		総額	40,000		
		※特例④ 限度額(単位:万円)			
		1年目	15,000		
2年目	16,000				
3年目	10,000				
4～5年目	9,500				
総額	60,000				
※特例⑤ 限度額(単位:万円)					
1年目	20,000				
2年目	21,500				
3年目	14,500				
4～5年目	12,000				
総額	80,000				
		※特例 ①投下固定資産総額30億円以上、かつ新規常用従業員と新規定住常用従業員合計20名以上 ②投下固定資産総額50億円以上、かつ新規常用従業員と新規定住常用従業員合計20名以上 ③投下固定資産総額100億円以上、かつ新規常用従業員と新規定住常用従業員合計20名以上 ④投下固定資産総額200億円以上、かつ新規常用従業員と新規定住常用従業員合計20名以上 ⑤投下固定資産総額300億円以上、かつ新規常用従業員と新規定住常用従業員合計20名以上			
交付申請時期		操業開始の日から起算して1年以内			

※1 投下固定資産総額＝事業の用に直接供するための土地、建物及びその附属設備、構築物、機械並びに装置(機械及び装置については、単品で10万円未満のものを除く。)を取得するために要した費用の総額をいう。ただし、土地については事業所の新増設等に着手する日から遡り2年以内に取得したものをいう。
 ※2 新規常用従業員＝新増設等により新たに雇用された従業員(操業開始後3月以内に雇用された者を含む。)のうち、本市に住所を有し、かつ、雇用保険法第7条の規定に基づく被保険者として雇用された者(派遣、出向、休職その他これに類する形態で雇用される者を除く。)をいう。
 ※3 新規定住常用従業員＝新増設等により新たに雇用された従業員(操業開始後3月以内に雇用された者を含む。)のうち、雇用時または面接時に市外に住所を有したものが、雇用開始後3月以内に本市に住所を有し、操業開始の日の翌日から起算し2年間引き続き本市に住所を有している者。かつ、雇用保険法第7条の規定に基づく被保険者として雇用された者(派遣、出向、休職その他これに類する形態で雇用される者を除く。)をいう。

現要綱

別表第1(第3条関係)

対象事業者	新增設等を行う指定産業の事業者 指定産業(日本標準産業分類)：製造業(大分類E)、情報サービス業(中分類39)、道路貨物運送業(中分類44)、卸売業(中分類50～55)、固定電気通信業(小分類371)、移動電気通信業(小分類372)、こん包業(小分類484)、自然科学研究所(小分類711)																		
事業者区分	新設事業者(※1)									増設又は移設事業者									
立地区分	工業団地内での新設						工業団地外での新設			市内全域									
交付条件	市有地の取得			市有地の賃借			市有地以外の取得又は賃借												
共通条件	事業の用に供するための土地を取得し、この土地取得の日から起算して2年以内に操業を開始した上で、それに係る新規常用従業員5人以上を補助金交付申請書提出時まで6月以上継続して雇用していること。 ①新增設等に伴う投下固定資産総額が3,000万円以上であること。 ②飯塚市環境基本条例に基づき必要な措置を講じていること。 ③市税を滞納していないこと。			事業の用に供するための土地を賃借し、この土地賃貸借契約の日から起算して1年以内に操業を開始した上で、それに係る新規常用従業員5人以上を補助金交付申請書提出時まで6月以上継続して雇用していること。			⑦又は⑧のいずれかに該当すること。 ⑦事業の用に供するための土地を取得し、この土地取得の日から起算して2年以内に操業を開始した上で、それに係る新規常用従業員5人以上を補助金交付申請書提出時まで6月以上継続して雇用していること。 ⑧事業の用に供するための土地を賃借し、この土地賃貸借契約の日から起算して1年以内に操業を開始した上で、それに係る新規常用従業員5人以上を補助金交付申請書提出時まで6月以上継続して雇用していること。			⑦又は⑧のいずれかに該当すること。 ⑦事業の用に供するための土地を取得し、この土地取得の日から起算して2年以内に操業を開始した上で、それに係る新規常用従業員5人以上を補助金交付申請書提出時まで6月以上継続して雇用していること。 ⑧事業の用に供するための土地を賃借し、この土地賃貸借契約の日から起算して1年以内に操業を開始した上で、それに係る新規常用従業員5人以上を補助金交付申請書提出時まで6月以上継続して雇用していること。		事業所の増設又は移設に係る新規常用従業員5人以上を補助金交付申請書提出時まで6月以上継続して雇用していること。 なお、事業所を増設又は移設するために土地を取得した場合は、この土地取得の日から起算して2年以内に操業を開始していること。また、同様に土地を賃借した場合は、この土地賃貸借契約の日から起算して1年以内に操業を開始していること。							
補助金の種類	企業立地促進補助金(※2)	新設した事業所の操業開始時点における投下固定資産総額に下記の割合を乗じた額を5年間にわたり交付する。			新設した事業所の操業開始時点における投下固定資産総額に下記の割合を乗じた額を5年間にわたり交付する。			新設した事業所の操業開始時点における投下固定資産総額に下記の割合を乗じた額を5年間にわたり交付する。			新設した事業所の操業開始時点における投下固定資産総額に下記の割合を乗じた額を5年間にわたり交付する。			増設又は移設した事業所の操業開始時点における投下固定資産総額の2%を単年で交付する。	限度額 (単位:万円) 1,000				
		割合	限度額(単位:万円)		割合	限度額(単位:万円)		割合	限度額(単位:万円)		割合	限度額(単位:万円)							
		1年目	4%	3,000		1年目	2%	2,000		1年目	2%	2,000				1年目	2%	1,000	
		2～5年目	2%	1,500		2～5年目	1%	1,000		2～5年目	1%	1,000				2～5年目	1%	500	
	総額		9,000		総額		6,000		総額		6,000		総額		3,000				
雇用促進補助金(※3)	新規常用従業員6人目から1人当たり50万円を交付する。 (1年目の企業立地促進補助金と併せて交付する。)			新規常用従業員6人目から1人当たり30万円を交付する。 (1年目の企業立地促進補助金と併せて交付する。)			新規常用従業員6人目から1人当たり30万円を交付する。 (1年目の企業立地促進補助金と併せて交付する。)			新規常用従業員6人目から1人当たり30万円を交付する。 (1年目の企業立地促進補助金と併せて交付する。)			新規常用従業員6人目から1人当たり30万円を交付する。		限度額 (単位:万円) 1,000				
不動産取得補助金	新設した事業所に係る不動産取得税額の100%を交付する。 (2年目の企業立地促進補助金と併せて交付する。)			新設した事業所に係る不動産取得税額の50%を交付する。 (2年目の企業立地促進補助金と併せて交付する。)			新設した事業所に係る不動産取得税額の50%を交付する。 (2年目の企業立地促進補助金と併せて交付する。)			新設した事業所に係る不動産取得税額の50%を交付する。 (2年目の企業立地促進補助金と併せて交付する。)					限度額 (単位:万円) 1,000				
補助金の額	補助金の額は、上記に基づき算出する。ただし、その額は、補助金の各種類ごとに定める限度額以下とし、1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。																		
交付申請時期	操業開始の日から起算して1年以内																		

※1 新設事業者が交付条件の項に規定する期限までに操業開始することができない場合において、その理由が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるものであって、かつ、市長がやむを得ないと認めるものであるときは、同項中「この土地取得の日から起算して2年以内」とあるのは、「市長が別に定める日まで」とする。

※2 投下固定資産総額＝事業の用に直接供するための土地、建物及びその附属設備、構築物、機械並びに装置(機械及び装置については、単品で10万円未満のものを除く。)を取得するために要した費用の総額をいう。

※3 新規常用従業員＝新增設等により新たに雇用された従業員(操業開始後3月以前に雇用された者を含む。)のうち、本市に住所を有し、かつ、雇用保険法第7条の規定に基づく被保険者として雇用された者(派遣、出向、休職その他これに類する形態で雇用される者を除く。)をいう。